

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月28日
【中間会計期間】	第7期中(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
【会社名】	株式会社ロジック・アンド・デザイン
【英訳名】	Logic and Design Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷三丁目2番1号
【電話番号】	03-4500-7755（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部本部長 馬場 洋和
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷三丁目2番1号
【電話番号】	03-4500-7755（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部本部長 馬場 洋和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 2022年 3月1日 至 2022年 8月31日	自 2023年 3月1日 至 2023年 8月31日	自 2024年 3月1日 至 2024年 8月31日	自 2022年 3月1日 至 2023年 2月28日	自 2023年 3月1日 至 2024年 2月29日
売上高 (千円)	22,381	131,185	63,266	97,265	212,217
経常損失(△) (千円)	△103,020	△314,241	△159,199	△532,325	△632,981
中間(当期)純損失(△) (千円)	△103,316	△333,481	△134,994	△544,498	△653,129
資本金 (千円)	211,525	147,382	226,310	75,382	20,000
発行済株式総数 (株)					
普通株式	943,626	955,714	1,060,414	955,714	974,914
A種優先株式	75,000	225,000	225,000	225,000	225,000
B種優先株式	—	32,000	32,000	—	32,000
B1種優先株式	—	—	69,417	—	65,217
純資産額 (千円)	235,200	△59,198	287,096	130,282	9,471
総資産額 (千円)	411,851	170,928	501,601	465,087	263,122
1株当たり純資産額 (円)	83.64	△538.63	△451.55	△270.78	△681.91
1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	△105.10	△279.56	△98.54	△529.34	△536.65
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.1	△34.6	57.2	28.0	3.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△97,476	△402,753	△188,144	△443,150	△705,106
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△6,814	△53,798	△3,285	△17,337	△45,692
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	371,390	150,220	410,720	705,494	535,975
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	361,163	32,737	386,252	339,070	124,246
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	4 (2)	9 (2)	14 (1)	5 (4)	10 (1)

- (注) 1. 第5期中及び第5期以降の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。
2. 第5期中及び第5期以降の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当社の完全子会社でありました株式会社ロジック・アンド・システムズは、2024年7月1日付で当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅しております。

3 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
A種優先株式	1,000,000
B種優先株式	1,000,000
B 1 種優先株式	1,000,000
計	12,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,060,414	1,060,414	非上場・非登録	(注) 1、2、3
A種優先株式	225,000	225,000	非上場・非登録	(注) 2、3、5
B種優先株式	32,000	32,000	非上場・非登録	(注) 2、3、6
B 1 種優先株式	69,417	134,634	非上場・非登録	(注) 2、3、4、6
計	1,386,831	1,452,048	—	—

(注) 1. 当社の普通株式は完全議決権株式であります。

2. 当社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式、B 1 種優先株式については、単元株制度は採用しておりません。

3. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

4. 2024年10月28日開催の取締役会決議により、2024年10月31日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式の総数は65,217株増加し1,452,048株となっております。

5. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

① 当社は、残余財産の分配をする場合、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株当たり、次項に定めるA種払込金額に相当する額（以下「A種優先残余財産分配額」という。）を分配する。ただし、当社が残余財産を分配する時点でのA種払込金額にA種優先株式の発行済株式数（「発行済株式数」とは、ある種類の株式について発行済の当該種類の株式の総数から当社が保有する当該種類の株式の数を除いた数をいう。以下同じ。）を乗じた金額が残余財産の総額を超える場合、A種優先残余財産分配額は、残余財産の総額をA種優先株式の発行済株式数で除した額（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

② A種払込金額は以下のとおりとする。

(a) A種払込金額は、当初2,000円とする。

(b) 当社がA種優先株式につき株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりA種払込金額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のA種払込金額} = \text{調整前のA種払込金額} \times \frac{\text{株式の分割・併合・無償割当て前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合・無償割当て後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種払込金額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式の併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式の併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(c) その他上記(b)に類する事由が発生した場合は、A種払込金額は、適切に調整される。

- ③ A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、①に従い残余財産の分配をした後になお残余財産がある場合、当社はA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額にA種転換比率（その時点での第2項に定めるA種払込金額を、(2)普通株式を対価とする取得条項③(b)に定めるA種転換価額で除した数をいう。以下同じ。）を乗じた額の残余財産の分配をする。

(2) 普通株式を対価とする取得条項

- ① 当社が当社の普通株式の上場のため金融商品取引所（日本国外におけるものも含む。）に対し当該上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、当該上場に関する主幹事証券会社からA種優先株式を転換するべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会（当社が取締役会非設置会社の場合は株主総会）の決議により定める日をもってA種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。
- ② A種優先株式の発行済株式数の3分の2を有するA種優先株主が当社によるA種優先株式の全ての転換に同意した場合には、当社は取締役会（当社が取締役会非設置会社の場合は株主総会）の決議により定める日をもってA種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。
- ③ A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(a) 転換により交付すべき普通株式の数

A種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の数は以下の算式（以下「A種転換数算定式」という。）により算定される。ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨てるとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種払込金額} \times \text{転換に係るA種優先株式の数}}{\text{A種転換価額}}$$

(b) A種転換数算定式におけるA種転換価額及びその調整

イ. A種転換価額は、当初、A種払込金額と同額とする。

ロ. 当社が普通株式につき株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式の分割・併合・無償割当て前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合・無償割当て後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割にかかる基準日の翌日以降、株式の併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式の併合又は株式無償割当ての効力発生日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

ハ. 上記ロ. に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合には、当社はA種優先株主及びA種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のA種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、A種転換価額の調整を適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式交付、株式移転又は会社分割のためにA種転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 上記(i)のほか、当社の普通株式の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 当社の普通株式に転換し得る株式の転換可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。

(c) A種転換価額の調整を行わない場合

前(b)の定めにかかわらず、A種優先株式の発行済株式数の3分の2を有するA種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、A種転換価額の調整は行わない。

(3) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、同項の規定によるA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. B種優先株式及びB1種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産の分配をする場合、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）及びB1種優先株式を有する株主（以下「B1種優先株主」という。）又はB1種優先株式の登録株式質権者（以下「B1種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、③に定めるB種払込金額に相当する額（以下「B種優先残余財産分配額」という。）、B1種優先株式1株当たり、第3項に定めるB1種払込金額に相当する額（以下「B1種優先残余財産分配額」という。）を、それぞれを分配する。ただし、当社が残余財産を分配する時点でのB種払込金額にB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額とB1種払込金額にB1種優先株式の発行済株式数を乗じた金額の合計が残余財産の総額を超える場合、B種優先株式及びB1種優先株式の1株当たりの分配額の比率が、B種優先残余財産分配額及びB1種優先残余財産分配額の比率と同じになるように分配する（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）。
- ② 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、A種優先残余財産分配額を分配する。
- ③ B種払込金額及びB1種払込金額は以下のとおりとする。
- (a) B種払込金額は当初4,500円とし、B1種払込金額は当初4,600円とする。
- (b) 当社がB種優先株式につき株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりB種払込金額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のB種払込金額} = \text{調整前のB種払込金額} \times \frac{\text{株式の分割・併合・無償割当て前のB種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合・無償割当て後のB種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種払込金額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式の併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式の併合又は株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- (c) その他上記(b)に類する事由が発生した場合は、B種払込金額は、適切に調整される。
- (d) 前二号の規定は、B1種払込金額の調整に準用するものとし、この場合、各号中「B種」とあるのは「B1種」と読み替える。
- ④ 第1項及び第2項に従い残余財産の分配をした後になお残余財産がある場合、当社はB種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びB1種優先株主又はB1種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びに普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額にB種転換比率（その時点での前項に定めるB種払込金額を、(2)普通株式を対価とする取得条項③(b)に定めるB種転換価額で除した数をいう。以下同じ。）を乗じた額の残余財産を、B1種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額にB1種転換比率を乗じた額の残余財産を、それぞれ分配する。

(2) 普通株式を対価とする取得条項

- ① 当社が当社の普通株式の上場のため金融商品取引所（日本国外におけるものも含む。）に対し当該上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、当該上場に関する主幹事証券会社からB種優先株式を転換するべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会（当社が取締役会非設置会社の場合は株主総会）の決議により定める日をもってB種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。
- ② B種優先株式の発行済株式数の3分の2を有するB種優先株主が当社によるB種優先株式の全ての転換に同意した場合には、当社は取締役会（当社が取締役会非設置会社の場合は株主総会）の決議により定める日をもってB種優先株式の全てを当社の普通株式に転換することができるものとする。
- ③ B種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(a) 転換により交付すべき普通株式の数

B種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の数は以下の算式（以下「B種転換数算定式」という。）により算定される。ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{B種払込金額} \times \text{転換に係るB種優先株式の数}}{\text{B種転換価額}}$$

(b) B種転換数算定式におけるB種転換価額及びその調整

イ. B種転換価額は、当初、B種払込金額と同額とする。

ロ. 当社が普通株式につき株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式の分割・併合・無償割当て前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合・無償割当て後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割にかかる基準日の翌日以降、株式の併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式の併合又は株式無償割当ての効力発生日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

ハ、上記ロ、に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合には、当社はB種優先株主及びB種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のB種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、B種転換価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式交付、株式移転又は会社分割のためにB種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記(i)のほか、当社の普通株式の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式の転換可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。

(c) B種転換価額の調整を行わない場合

前(b)の定めにかかわらず、B種優先株式の発行済株式数の3分の2を有するB種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、B種転換価額の調整は行わない。

④ 前各項の規定は、B1種優先株式に準用するものとし、この場合、各項中「B種」とあるのは「B1種」と読み替える。

(3) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、同項の規定によるB種優先株主又はB1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	2024年6月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 9 当社監査役 1 当社従業員 15
新株予約権の数(個)※	50,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 50,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	4,600（注）2
新株予約権の行使期間※	2026年6月19日～2034年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 4,600 資本組入額 2,300 （注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※ 当中間会計期間の末日（2024年8月31日）における内容を記載しております。なお、当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（2024年10月31日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (4) 上記(3)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりである。

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件

前記注4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記注3に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

前記注5に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回 転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2022年4月19日
新株予約権の数（個）※	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	A種優先株式 75,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり2,000
新株予約権の行使期間 ※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件 ※	① 本新株予約券の行使によって、当社の発行可能株式総数を超過するときは、本新株予約券の行使を行うことはできない。 ② 本社債の全部につき満期償還又は本社債権者の承諾を得て繰上償還若しくは買入消却がなされた場合は、以後当該本社債に付された本新株予約券は行使することができない。 ③ 本新株予約権の行使は各社債単位で行うものとし、各社債に付された本新株予約権の一部行使は認められないものとする。 ④ 前各号により行使できなくなった本新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本転換社債型新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本転換社債型新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
転換社債型新株予約権付社債の残高（千円）※	150,000

※ 当中間会計期間の末日（2024年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年10月31日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、2,000円とする。

3. 新株予約権の行使期間

割り当て日以降いつでも本新株予約券を行使することができる。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価格又はその算定方法

本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価格は、その額面金額と同等とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則17条の定めるところに従って算出された資本金等増加額に0.5を乗じた金額とし、計算結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2024年3月28日 (注) 1	普通株式 65,000	普通株式 1,039,914 A種優先株式 225,000 B種優先株式 32,000 B 1 種優先株式 65,217	149,500	169,500	149,500	149,500
2024年4月25日 (注) 2	普通株式 20,500 B 1 種優先株式 4,200	普通株式 1,060,414 A種優先株式 225,000 B種優先株式 32,000 B 1 種優先株式 69,417	56,810	226,310	56,810	206,310

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格 4,600円 資本組入額 2,300円 割当先 法人1名

2. 有償第三者割当 発行価格 4,600円 資本組入額 2,300円 割当先 個人7名、法人1名

3. 2024年10月31日を払込期日とする有償第三者割当による増資により、発行済株式総数がB 1 種優先株式65,217株、資本金及び資本準備金がそれぞれ149,999千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
千寿製薬株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目1番9号	291,217	21.00
佐藤 公明	東京都世田谷区	286,618	20.67
Hanasaka&Co. 株式会社	東京都中央区銀座5丁目6番12号	91,260	6.58
小林 正浩	兵庫県西宮市	69,200	4.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	65,000	4.69
北野 健	千葉県習志野市	58,222	4.20
山田 和俊	山形県山形市	25,500	1.84
三嶽 健次郎	東京都世田谷区	24,700	1.78
鈴木 雅宣	埼玉県さいたま市浦和区	17,600	1.27
戸次 康治	福岡県福岡市東区	15,858	1.14
計	—	945,175	68.15

(注) 千寿製薬株式会社の持株数は、普通株式1,000株、A種優先株式225,000株及びB 1種優先株式65,217株の合計を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,060,414 A種優先株式 225,000 B種優先株式 32,000 B 1種優先株式 69,417	1,060,414 225,000 32,000 69,417	(注)
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,386,831	—	—
総株主の議決権	—	1,386,831	—

(注) A種優先株式、B種優先株式及びB 1種優先株式の内容は「(1) 株式の総数等 ② 発行済株式数 (注) 5、6」に記載のとおりです。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

4 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役副社長 技術開発本部本部長	常務取締役 技術開発本部本部長	小林 正浩	2024年7月16日
取締役 医療機器特任担当部長	取締役 ライフサイエンス 事業本部本部長	柳沼 良司	2024年11月1日
取締役 アカウント・マネジメント 本部本部長	取締役 セキュリティ・インフラ 事業本部本部長	北川 彰	2024年11月1日
取締役 コーポレート本部本部長	取締役 財務本部本部長	馬場 洋和	2024年11月1日

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年8月31日現在

従業員数(名)	14 (1)
---------	--------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社は画像処理ソリューション提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び経営環境等について、重要な変更はありません。

対処すべき課題について、当社は継続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。このような状況を解消するために、資金面においては当中間会計期間末以降、本書提出日までに資金調達をエクイティファイナンスにより計299百万円、金融機関からのデットファイナンスにより50百万円実施したことで十分な資金を確保いたしました。また、事業面においては販売促進のため多方面への販路拡大や認知度向上に努め、ライフサイエンス事業における医療領域のこれまで注力していなかった診療科への営業活動や、セキュリティ・インフラ事業における全く新しい分野の新規取引先獲得など進めており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営成績等の概要】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当中間会計期間は、従前より進めている画像鮮明化アルゴリズムのチップ化（ASIC化）に関する研究開発に取り組むと同時に、既存製品の販売を進めてまいりました。ライフサイエンス分野において引き続き注力している眼科領域での製品販売に加え、眼科以外の他診療科での販売を推進するべく営業活動に取り組みましたが収益化までは時間を要する状況であり、ライフサイエンス分野の販売状況は厳しいものでありました。セキュリティ・インフラ分野においては製品販売に加え、特に新規取引先の獲得や個別受注案件の獲得に向けて積極的に営業活動を行いました。

なお、組織及び事業の合理化を図ることを目的に完全子会社であった株式会社ロジック・アンド・システムズを2024年7月1日に当社へ吸収合併いたしました。これによりコスト削減やサプライチェーンの効率化等による利益率上昇の効果を見込んでおります。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は63百万円（前年同期比51.8%減）、営業損失は158百万円（前年同期は営業損失319百万円）、経常損失は159百万円（前年同期は経常損失314百万円）、中間純損失は134百万円（前年同期は中間純損失333百万円）となりました。

② 財政状態の状況

（資産）

資産につきましては、前事業年度末に比べ238百万円増加し、501百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加したこと等によるものであります。

（負債）

負債につきましては、前事業年度末に比べ39百万円減少し、214百万円となりました。これは主に、未払金が増加したこと等によるものであります。

（純資産）

純資産につきましては、前事業年度末に比べ277百万円増加し、287百万円となりました。これは主に、資本金が増加し、資本準備金が増加した一方で、利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ262百万円増加し、386百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、188百万円（前年同期は402百万円の支出）となりました。これは主に未収消費税等の減少額が34百万円、減損損失が12百万円、前渡金の減少額が11百万円となった一方で、税引前中間純損失が134百万円、抱合せ株式消滅差益が37百万円、棚卸資産の増加額23百万円、未払費用の減少額が21百万円、未払金の減少額が14百万円、売上債権の増加額11百万円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、3百万円（前年同期は53百万円の支出）となりました。これは有形固定資産の取得による支出が3百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、410百万円（前年同期は150百万円の収入）となりました。これは主に株式発行による収入が411百万円あったことによるものであります。

（2）生産、受注及び販売の実績**① 生産実績及び受注実績**

当社の生産品はその大部分が生産後すぐに顧客のもとへ出荷され、生産実績は販売実績とほぼ同額となるため、生産実績を省略しております。下記②販売実績をご参照ください。

また、当社は受注から販売までの期間が短いため、受注実績を省略しております。

② 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業ドメイン別を示すと、次のとおりであります。

事業ドメイン	販売高(千円)	前年同期比(%)
ライフサイエンス	29,165	27.5
セキュリティ・インフラストラクチャー	34,101	135.8
合計	63,266	48.2

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
千寿製薬株式会社	104,950	80.0	28,005	44.3
株式会社エー・ディ・ティ	—	—	9,160	14.5

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2024年5月21日開催の取締役会において、2024年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社ロジック・アンド・システムズを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。詳細は、第4 経理の状況 1. 中間財務諸表 注記事項（企業結合等関係）に記載のとおりであります。

4 【研究開発活動】

当社は画像鮮明化アルゴリズム及び復元高解像度化技術を進化普及させるべく、それらの技術の実用化やさらなる高度化を目指してパートナー企業と共に研究開発に取り組んでおります。

当中間会計期間における当社の研究開発費の総額は13,490千円であります。なお、当社の事業は画像処理ソリューション提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人Growthにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当中間会計期間 (2024年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	124,246	386,252
売掛金	15,974	27,951
棚卸資産	15,890	39,840
前渡金	11,308	—
未収消費税等	※2 48,078	※2 9,939
その他	7,370	7,593
流動資産合計	222,867	471,575
固定資産		
有形固定資産	※1 —	※1 —
無形固定資産	—	10
投資その他の資産		
関係会社株式	3,600	—
長期前払費用	7,667	—
敷金及び保証金	28,987	28,987
その他	—	1,028
投資その他の資産合計	40,254	30,016
固定資産合計	40,254	30,026
資産合計	263,122	501,601
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,117	3,698
1年内返済予定の長期借入金	1,020	1,020
未払金	54,798	39,118
未払法人税等	593	296
その他	23,747	4,390
流動負債合計	87,275	48,523
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	150,000	150,000
長期借入金	8,500	8,075
資産除去債務	7,876	7,906
固定負債合計	166,376	165,981
負債合計	253,651	214,505
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	226,310
資本剰余金		
資本準備金	—	206,310
その他資本剰余金	656,336	656,336
資本剰余金合計	656,336	862,646
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△666,865	△801,860
利益剰余金合計	△666,865	△801,860
株主資本合計	9,471	287,096
純資産合計	9,471	287,096
負債純資産合計	263,122	501,601

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
売上高	131,185	63,266
売上原価	74,781	21,942
売上総利益	56,403	41,323
販売費及び一般管理費	※1 376,106	※1 200,239
営業損失（△）	△319,703	△158,916
営業外収益	※2 5,534	※2 1,208
営業外費用	※3 72	※3 1,491
経常損失（△）	△314,241	△159,199
特別利益	※4 1,674	※4、7 37,106
特別損失	※5 20,617	※5、6 12,600
税引前中間純損失（△）	△333,184	△134,692
法人税等	296	302
中間純損失（△）	△333,481	△134,994

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他	利益剰余金合計		
				利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	75,382	860,384	860,384	△805,483	△805,483	130,282	130,282
当中間期変動額							
新株の発行	72,000	72,000	72,000			144,000	144,000
中間純損失（△）				△333,481	△333,481	△333,481	△333,481
当中間期変動額合計	72,000	72,000	72,000	△333,481	△333,481	△189,481	△189,481
当中間期末残高	147,382	932,384	932,384	△1,138,964	△1,138,964	△59,198	△59,198

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	—	656,336	△666,865	△666,865	9,471	9,471
当中間期変動額							
新株の発行	206,310	206,310	206,310			412,620	412,620
中間純損失（△）				△134,994	△134,994	△134,994	△134,994
当中間期変動額合計	206,310	206,310	206,310	△134,994	△134,994	277,625	277,625
当中間期末残高	226,310	206,310	862,646	△801,860	△801,860	287,096	287,096

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△333,184	△134,692
減価償却費	521	441
資産除去債務履行差額	△1,674	—
減損損失	20,617	12,600
株式交付費	—	1,474
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	—	△37,106
受取利息及び受取配当金	△0	△37
補助金収入	—	△600
支払利息	37	17
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,271	△11,976
棚卸資産の増減額 (△は増加)	15,271	△23,950
未収入金の増減額 (△は増加)	—	115
前払費用の増減額 (△は増加)	△3,883	△160
前渡金の増減額 (△は増加)	△515	11,308
未収消費税等の増減額 (△は増加)	25,750	34,769
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,738	△3,418
未払金の増減額 (△は減少)	△117,968	△14,169
未払費用の増減額 (△は減少)	790	△21,594
預り金の増減額 (△は減少)	2,349	24
その他	299	575
小計	△402,123	△186,380
利息及び配当金の受取額	0	37
補助金の受取額	—	600
利息の支払額	△37	△17
法人税等の支払額	△593	△2,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	△402,753	△188,144
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△14,197	△3,285
資産除去債務の履行による支出	△3,950	—
敷金及び保証金の差入による支出	△26,960	—
長期前払費用の取得による支出	△8,690	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53,798	△3,285
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	10,000	—
長期借入金の返済による支出	△3,780	△425
株式の発行による収入	144,000	411,145
財務活動によるキャッシュ・フロー	150,220	410,720
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△306,332	219,291
現金及び現金同等物の期首残高	339,070	124,246
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※2 42,713
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 32,737	※1 386,252

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品、仕掛品、原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

建物附属設備：15年

車両運搬具：2年

工具、器具及び備品：3年から5年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、画像鮮明化アルゴリズム及び復元高解像度化技術の開発並びに当該技術を利用した製品の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客による商品及び製品の検収時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断できるものについては、顧客による当該商品及び製品の検収時点で収益を認識しております。

4. 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年2月29日)	当中間会計期間 (2024年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,278 千円	12,039 千円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
有形固定資産	521 千円	434 千円

※ 2 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
受取利息	0 千円	37 千円
雑収入	2,917 千円	131 千円
補助金収入	－ 千円	600 千円
為替差益	2,616 千円	440 千円

※ 3 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
支払利息	37 千円	17 千円
株式交付費	－ 千円	1,474 千円

※ 4 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
資産除去債務履行差額	1,674 千円	－ 千円
抱合せ株式消滅差益	－ 千円	37,106 千円

※ 5 特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
減損損失	20,617 千円	12,600 千円

※ 6 減損損失

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

前中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社 (東京都新宿区)	事業用途	建物附属設備 工具、器具及び備品	20,412
神戸テクニカルセンター (兵庫県神戸市)	事業用途	工具、器具及び備品	205

当社は、画像処理ソリューション提供事業の単一セグメントであるため、全社一体として資産のグルーピングを行っております。

取得時に想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額を零としております。

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

当中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社 (東京都新宿区)	事業用途	工具、器具及び備品 長期前払費用	10,821
神戸テクニカルセンター (兵庫県神戸市)	事業用途	工具、器具及び備品 特許権	1,778

当社は、画像処理ソリューション提供事業の単一セグメントであるため、全社一体として資産のグルーピングを行っております。

取得時に想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額を零としております。

※7 抱合せ株式消滅差益

当社の子会社であった株式会社ロジック・アンド・システムズを吸収合併したことによるものであります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	955,714	—	—	955,714
A種優先株式	225,000	—	—	225,000
B種優先株式 (注)	—	32,000	—	32,000
合計	1,180,714	32,000	—	1,212,714

(注) B種優先株式の発行済株式総数の増加32,000株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2			
		当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末
第1回転換社債型新株予約 権付社債 (注)1	A種優先株式	75,000	—	—	75,000
合計		75,000	—	—	75,000

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式 (注)1	974,914	85,500	—	1,060,414
A種優先株式	225,000	—	—	225,000
B種優先株式	32,000	—	—	32,000
B1種優先株式 (注)2	65,217	4,200	—	69,417
合計	1,297,131	89,700	—	1,386,831

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加85,500株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. B1種優先株式の発行済株式総数の増加4,200株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2			
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
第1回転換社債型新株予約権付社債（注）1	A種優先株式	75,000	—	—	75,000
第2回新株予約権	—	—	—	—	—
合計		75,000	—	—	75,000

（注）1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

※2 合併により引き継いだ資産及び負債の主な内訳

流動資産（注）	43,436千円
固定資産	2,980千円
資産合計	46,416千円
流動負債	5,710千円
負債合計	5,710千円

（注）流動資産の中には、「現金及び預金」が42,713千円含まれております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（（注）2を参照ください。）。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(2024年2月29日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	28,987	24,764	△4,222
資産計	28,987	24,764	△4,222
(1) 転換社債型新株予約権付社債	150,000	146,082	△3,917
(2) 長期借入金	9,520	9,336	△183
負債計	159,520	155,419	△4,100

当中間会計期間(2024年8月31日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)敷金及び保証金	28,987	24,166	△4,820
資産計	28,987	24,166	△4,820
(1)転換社債型新株予約権付社債	150,000	146,881	△3,118
(2)長期借入金	9,095	8,945	△149
負債計	159,095	155,827	△3,267

(注) 1. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

2. 市場価格のない株式等は、以下のとおりです。

区分	前事業年度	当中間会計期間
関係会社株式	3,600 千円	－ 千円

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年2月29日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		24,166		24,166
資産計		24,166		24,166
転換社債型新株予約権付社債		146,082		146,082
長期借入金		9,336		9,336
負債計		155,419		155,419

当中間会計期間(2024年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		24,166		24,166
資産計		24,166		24,166
転換社債型新株予約権付社債		146,881		146,881
長期借入金		8,945		8,945
負債計		155,827		155,827

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

契約上の残存期間に基づき同期間の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

転換社債型新株予約権付社債

元金利の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

関係会社株式

前事業年度（2024年2月29日）

関係会社株式3,600千円は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式であるため、時価記載をしておりません。

当中間会計期間末（2024年8月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

前中間会計期間（自 2023年3月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

会社名	提出会社
決議年月日	2024年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社監査役 1 当社従業員 15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 50,000
付与日	2024年6月19日
権利確定条件	「第1 企業の概況 3. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年6月19日～2034年6月18日
権利行使価格(円)	4,600
付与日における公正な評価単価(円)	—

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

当社は、2024年5月21日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社ロジック・アンド・システムズを吸収合併することを決議し、同年7月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 結合当事企業及び当該事業の内容

結合企業：当社

被結合企業：株式会社ロジック・アンド・システムズ（当社の子会社）

事業の内容：画像鮮明化アルゴリズム及び復元高解像度化技術の開発並びに当該技術を利用した製品の製造

(2) 企業結合日

2024年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ロジック・アンド・システムズ（当社の子会社）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ロジック・アンド・デザイン

(5) その他取引の概要に関する事項

組織及び事業の合理化により、コスト削減やサプライチェーンの効率化等を図ることを目的としております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、本合併により37,106千円を「抱合せ株式消滅差益」として計上しております。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
期首残高	5,611千円	7,876千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,940千円	－千円
時の経過による調整額	40千円	30千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,040千円	－千円
履行差額による減少額	△1,674千円	－千円
中間期末(期末)残高	7,876千円	7,906千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
ライフサイエンス	106,080千円	29,165千円
セキュリティ・インフラストラクチャー	25,105千円	34,101千円
外部顧客への売上高	131,185千円	63,266千円

（注）当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	20,052	15,974
顧客との契約から生じた債権 （中間期末(期末)残高）	15,974	27,951

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、画像処理ソリューション提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2023年3月1日 至 2023年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
千寿製薬株式会社	104,950

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
千寿製薬株式会社	28,005
株式会社エー・ディ・ティ	9,160

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、画像処理ソリューション提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額並びに１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年２月29日)	当中間会計期間 (2024年８月31日)
１株当たり純資産額	△681.91円	△451.55円
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計金額（千円）	9,471	287,096
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	893,998	913,318
（うちＡ種優先株式払込金額）	(450,000)	(450,000)
（うちＢ種優先株式払込金額）	(144,000)	(144,000)
（うちＢ１種優先株式払込金額）	(299,998)	(319,318)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	△884,526	△626,221
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式数（株）	1,297,131	1,386,831
（うちＡ種優先株式（株））	(225,000)	(225,000)
（うちＢ種優先株式（株））	(32,000)	(32,000)
（うちＢ１種優先株式（株））	(65,217)	(69,417)

（注）１．Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＢ１種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、１株当たり純資産額の算定にあたって、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＢ１種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

また、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＢ１種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、１株当たり純資産額の算定上、そのＡ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＢ１種優先株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

項目	前中間会計期間 (自 2023年３月１日 至 2023年８月31日)	当中間会計期間 (自 2024年３月１日 至 2024年８月31日)
１株当たり中間純損失（△）	△279.56円	△98.54円
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）（千円）	△333,481	△134,994
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る中間純損失（△）（千円）	△333,481	△134,994
普通株式の期中平均株式数（株）	1,192,887	1,369,909
（うちＡ種優先株式（株））	(225,000)	(225,000)
（うちＢ種優先株式（株））	(12,173)	(32,000)
（うちＢ１種優先株式（株））	(—)	(68,161)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第１回転換社債型新株予約権付社債（株式の数 Ａ種優先株式 75,000株）	第１回転換社債型新株予約権付社債（株式の数 Ａ種優先株式 75,000株） 第２回新株予約権（株式の数 普通株式 50,000株）

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

２．Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＢ１種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、そのＡ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＢ１種優先株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による優先株式の発行)

当社は、2024年10月28日開催の取締役会において、サンワテクノス株式会社を割当先とする第三者割当によるB 1 種優先株式の発行を行うことについて決議し、2024年10月31日に払込が完了しております。

① 募集方法	第三者割当
② 発行する株式の種類及び数	B 1 種優先株式65,217株
③ 発行価格	1 株につき4,600円
④ 資本組入額	1 株につき2,300円
⑤ 発行価格の総額	299,998千円
⑥ 資本組入額の総額	149,999千円
⑦ 資金の用途	運転資金に充当する予定であります。

(資金の借入)

当社は、2024年7月16日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

① 資金の用途	長期運転資金
② 借入先	株式会社日本政策金融公庫
③ 借入金額	50,000千円
④ 借入金利	年0.45% ただし2026年9月17日から年0.95%
⑤ 借入実行日	2024年10月1日
⑥ 返済期限	2031年9月10日
⑦ 返済方法	元金均等返済
⑧ 担保の有無	無

2 【その他】

該当事項はありません。

第5 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）2024年5月31日 関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（吸収合併の決定）に基づく臨時報告書 2024年5月21日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書 2024年6月18日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（第三者割当によるB1種優先株式の発行）に基づく臨時報告書 2024年10月28日 関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書の訂正報告書

2024年6月18日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書 2024年6月20日 関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による普通株式の発行に係る有価証券届出書（少額募集等） 2024年3月12日 関東財務局長に提出

第二部 【関係会社の情報】

当中間会計期間末時点の当社の関係会社は、次のとおりです。

- (1) 親会社
- 該当事項はありません。
- (2) 子会社
- 当中間会計期間において、当社の完全子会社でありました株式会社ロジック・アンド・システムズは、2024年7月1日付で当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅し、子会社に該当しなくなりました。
- (3) 関連会社
- 該当事項はありません。
- (4) その他の関係会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有又は被所 有割合(%)	関係内容
千寿製薬株式会社 (注)	大阪府 大阪市	1,415,500	医薬品等の 製造・売買	被所有 21.0	商品の販売 役員の受入 転換社債型新株予約権付社債の割当

(注) 千寿製薬株式会社は、当社の普通株式1,000株及びA種優先株式225,000株、B 1 種優先株式65,217株を所有しております。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

株式会社ロジック・アンド・デザイン
代表取締役社長 佐藤公明 殿

監査法人Growth
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 木村 尚子

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 原井 武志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロジック・アンド・デザインの2024年3月1日から2025年2月28日までの第7期事業年度の中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロジック・アンド・デザインの2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1.（重要な後発事象）（第三者割当増資による優先株式の発行）に記載されているとおり、会社は2024年10月28日開催の取締役会において、サンワテクノス株式会社を割当先とする第三者割当によるB1種優先株式の発行を行うことについて決議し、2024年10月31日に299百万円の払込が完了した。

2.（重要な後発事象）（資金の借入）に記載されているとおり、2024年7月16日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月1日に株式会社日本政策金融公庫より50百万円の資金の借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有

用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出
会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。